

### 高額医療・高額介護合算療養費の申請をお願いします

同一世帯で、一年間（平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日）の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・被用者保険等）の一部負担金等の合計額と介護保険の利用者負担額の合計額が自己負担限度額を超えたときは、超えた額がそれぞれの制度から支給されます。

なお、異なる医療保険の合算はできません。

### 〔豊山町国民健康保険または愛知県後期高齢者医療制度に加入されている場合〕

・自己負担限度額  
 加入されている医療制度や年齢などによって変わります。詳しくは、役場一階二番窓口住民課にお問い合わせください。

#### ・申請方法

支給対象となる方へ、十二月中旬にご案内を郵送しました。

なお、平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日までの間に転出または転入した方、加入保険が変わった方については、町で対象期間中の自己負担額が把握できないため案内できていない場合があります。お心当た

### 「その他の健康保険に加入されている場合」

りのある方はお問い合わせください。  
 自己負担の限度額や申請方法など、詳しくは保険証に記載されている窓口にお問い合わせください。

▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係 ☎28・0917 福祉課高齢者・介護係 ☎28・0100

### バラ育成サポーターを募集します

来年度、神明公園にバラ園を設置します。植栽、剪定方法などの講座を受けながら、一年間バラを育てていただけるサポーターを募集します。

#### ・講座

▼とき 四月十八日（土）・五月二十四日（日）・九月五日（土）・平成二十八年二月六日（土）午前十時～正午  
 ▼ところ 航空館boon学習室  
 ▼講師 園芸研究家 横田直樹氏  
 ▼参加費 無料  
 ▼募集人数 十組（二十人）  
 ▼程度▼応募方法 都市計画課まで電話かファクスでお申し込みください  
 ▼応募締切 三月三十一日（火）応募者多数の場合は、抽選とします  
 ▼問合せ 都市計画課地域振興係 ☎28・2463 FAX 29・3151

### 高額療養費制度の自己負担限度額が変わります

国民健康保険には、同じ月内に病院に支払った医療費の自己負担が高額になったときに、申請により限度額を超えた分が支給される制度があります。

平成二十七年一月より、七十歳未満の方の自己負担限度額が左表のとおり変更されます。

なお、七十歳から七十四歳の方の自己負担限度額は変更ありません。  
 ▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係 ☎28・0917

●変更前：平成26年12月31日まで

所得区分		1か月の自己負担限度額 (3回目まで)	4回目以降
上位所得者	A	150,000円 + (医療費-500,000円)×1%	83,400円
	B	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	C	35,400円	24,600円
住民税非課税世帯			

●変更後：平成27年1月1日以降

所得区分		1か月の自己負担限度額 (3回目まで)	4回目以降
上位所得者	ア	252,600円 + (医療費-842,000円)×1%	140,100円
	イ	167,400円 + (医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	ウ	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ	57,600円	
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※基準総所得金額＝総所得金額－基礎控除(330,000円)